

2025年6月27日

春秋会選考委員長 黒田 愛 殿

## 意見書

弁護士 中井洋恵（40期）

私は、この度、2026年度の大阪弁護士会の会長として、春秋会の推薦を受けるべく届出をいたしました。そこで、選考委員会や春秋会の皆様のご支援を頂きたく、立候補に際しての意見を陳述いたします。

### 1. 初めに

昨今、日本は経験したことのない変化の中にあります。その1つは少子・高齢化です。少子・高齢化は想像以上に速い速度で進んでおり、従来の右肩上がりの社会を望めなくなってきています。2つ目はこのように国内が縮小する中、世界に目を向け展開していく必要があります。さらに、国内も外国人との共生が当然のこととなるグローバル化です。3つ目は世論の形成が新聞、テレビ等の従来型メディアによらずSNSの中で行われるということです。

また、世界に目を向けると、平和に関して理性や話し合いによる解決ではなく、武力による紛争解決を選択する傾向があります。

このような変化の中で、経験したことのない事態に社会が指標を失っているとき、われわれ弁護士・弁護士会が、全ての法の根底に流れる自由・平等・権利等に基づいて思考する、いわゆる「法の正義」を指標として教科書のない問題を考え、解決の道を示していく役割を担うことが課題であると考えています。

よって、私は春秋会の推薦を頂き、次年度大阪弁護士会会長の任にあたらせてい

ただくことになることになりましたら、前記の課題に取り組むことで弁護士や弁護士会の社会のリーダーとして認知され、社会的地位を向上することができたらと考えております。

しかしながら、最近の弁護士会の状況を見ていますと、具体的には後述させていただきますが、問題が山積みです。コロナが明けた頃から大きな問題が次々として出てきており、代言人制度から数えて、弁護士制度発足150年になり岐路に立っているのではないかと感じられるところさえあります。そんな難しい局面で私が会長になって大丈夫かと不安になります。私は周りの人より優れたところがあるわけではありません。しかし、私の後述する今までの活動は全て私一人で行ったことは何もなく、問題提起をして、他の方々の力で結果を得たものばかりです。よって、この難局に皆様の知恵や力を借りてなら何とか切り開いていきたいと考え立候補させていただきました。

## 2. 経歴等

最初に私の人となりを知ってもらうために、私の経歴等を述べさせていただきます。

### (1) 経歴

私は、1961年に京阪電車沿線の大阪府門真市で会社員の父と専業主婦の母の長女として誕生しました。

私が育った時期の門真は、松下電器の城下町として栄え、人口も増加し、その分活気もありましたが、矛盾も抱えていました。校内暴力が荒れ狂う中で、私は力不足を感じ、中学生の頃から、暴力に対して理性で対抗でき、また、弱者が闘う武器となりうる法律を学びたいと考えるようになりました。

高校生活は中学時代と変わって、大阪府立四条畷高校でのんびり過ごしましたが、法律を学びたいという気持ちは変わらず、関西大学法学部に入学しました。大学では法律を学ぶ千里山法律学会に入部し、3年生から澤井裕教授のゼミに参

加させて頂きました。澤井先生は弁護士と共に、大阪空港訴訟や消費者問題など生きた学問を研究しておられましたので、実務に密着した法律を学ぶ機会をいただきました。また先生は常に弱者の視点から活動され、「蛙に石を投げる子どもは遊び半分でも、石を当てられている蛙は死に物狂いである。」という話をされていて、その言葉が私の弁護士の原点になっていると思います。卒業後は、同大学大学院修士課程に進み、「請負契約の中途解約」と、のちに欠陥住宅に携わることになることを予言するような修士論文を書き、1986年に同課程を終了しました。

1985年に司法試験に合格し、大阪で修習しました。また、澤井先生に、就職の心配をしていただいて、ご紹介いただいたのが、大阪空港弁護団をご一緒されていた久保井一匡先生です。久保井先生には私の人生の中で、常に、多くのものを学ばせて頂きました。

1996年に独立し、同期の井上元弁護士とあかつき総合法律事務所を共同経営しました。2011年にひなた法律事務所を開設し、現在、受験時代の友人である吉田之計先生と65期の両角麻子先生と3名で仲良くやっています。

## (2) 弁護士になってからの活動

### ① 消費者被害

大学で学んだことの実践をしたいと考え、消費者保護委員会に参加し、消費者被害にかかる国賠訴訟2件、クレジット被害にかかる訴訟などの弁護団に参加させて頂きました。消費者保護委員会の副委員長も2度にわたって経験させて頂きました。

また、主任は当時共同事務所をしていた井上弁護士ですが、過払い訴訟の履歴の開示についての最高裁判決に名前を連ねることもできました。

### ② 成年後見

成年後見の立法に際して、大阪弁護士会による立法提言や高齢者障害者総合支援センター（以下、「ひまわり」といいます。）運営委員会の設立、大阪府の権利擁護機関である「あいあいネット」の設立にかかる委員会にも関わらせ

て頂きました。当時、私の仕事時間の半分以上がこれらの活動に割かれてしまうほどでしたが、立法提言、制度設計、行政との連携、社会福祉士という他士業との連携など、多数の経験をさせて頂き、その経験は本当に貴重なものとなっています。

### ③ 建築訴訟

多くの建築訴訟に関わる機会を得ましたが、訴訟としてはかなり困難なもので、規模や知識では到底かなわないゼネコンやハウスメーカーに、法律と建築知識だけで立ち向かうのは、極めて困難を伴う苦しいもので、ストレスのない日はない毎日でしたが、ある意味自分が目指した弁護士像ではないかと思ひ頑張りました。

### ④ 行政関係委員会

枚方市障害者施策推進委員、大阪市消費者保護審議会委員、年金記録確認大阪地方第三者委員会、大阪市市民局市民部施設整備担当所管業務業者選定審査委員、大阪府消費生活苦情審査会委員、大阪市都市整備局契約事務評価会議委員、奈良市開発審査会委員、大阪市不動産財産評価審議会委員、大阪府財産評価審査会委員に就任させていただき、行政との関わりも経験させて頂きました。

### ⑤ 春秋会

金子執行部、宮崎裕二執行部の下で2回の副幹事長、また、研修委員長、政策副委員長を経験させて頂いています。

## (3) 大阪弁護士会副会長

2015年度副会長に春秋会の推薦を受けて就任させていただきました。委員会活動はしていたのですが、組織としての弁護士会活動は、事務フロー他の制度との整合性、関連委員会の調整等細かい作業が必要となり、また筆頭副会長でしたので多くの業務が私の担当となりました。それに加えて松葉知幸会長から論理的な裏打ちを重ねることを求められました。細かい作業が苦手な

私は当初は憂鬱な毎日でしたが、途中から慣れてきたのと、会長や副会長、事務局の支援を得る信頼関係もできましたので、その力を借りて、思いつく限り種々の提言を行い、役員室で四六時中企画書を起案していました。eラーニング、空家P Tの設置、会務の有償性の整理など大きな企画の提言も出来ました。そこでは、個々の事件処理と異なり、組織としての面白さも知ることができました。

#### (4) 同副会長任務終了後

① 副会長が終わってからは、その立候補時の抱負を実行しようと考えて、次のような弁護士会の活動をしました。

##### ア 弁護士の専門性の向上

「改正相続法の解説」の共著、離婚専門相談の研修、「実践離婚事案解決マニュアル」の共著、離婚実務研究会の開設（家事法制委員会）

##### イ 裁判所選任の職務の拡大、行政連携

空き家P Tの設立、相続財産管理人の名簿作成、研修、「家庭裁判所の財産管理実務」の編集共著、行政機関との勉強会・シンポ・法律相談

##### ウ ADRの充実

高齢者施設や高齢者施設の損害を填補する損害保険会社へのADRの説明、マンション管理士会との協働

##### エ 男女共同参画（ポジティブアクション）

関西経済連合会とのシンポ等

② 総合法律相談センター運営委員会委員長ほか

また、近年は春秋会から推薦を得て司法修習委員会委員長、総合法律相談センター（以下「相談センター」といいます。）運営委員会委員長、日弁連常務理事に就かせていただき、そのほか、法テラス大阪事務所副所長にも就かせていただきました。特に印象に残ったものは相談センターの委員長です。法テラスの設立、広告の解禁、自治体相談の充実で同センターの役割は終わ

ったと考えるベテランの方も多数おられます。しかし、相談センターに関わってみて、弁護士会に信頼を寄せる市民のニーズは現存していることがよくわかります。すなわち、無料相談、自治体相談、電話相談、個別の事務所相談と相談センターでの相談では明らかに受任率が異なるので、弁護士会の相談センターの相談には他の相談とは異なるニーズがあり、相談センターの役割は存在します。また、問題のある広告による被害が出ている今日では、被害者に対する正しい法律相談への誘導という意味でも相談センターの持つ重要性は大きいものがあります。加えて、若手の業務支援・OJTなど相談センターの役割は重大であることを実感しました。そこで、コロナで相談件数が戻りきれない状況下において、2年間でコロナ前までに相談件数を戻すことに努めました。

### ③ 行政関係委員会

公益通報関連の「大阪市公正職務委員会」と「大阪市ヘイトスピーチ審査会」の2つの委員会の委員長(会長)も務めさせていただきました。これらは、1回2～3時間実質審理を行うハードな委員会で、前者は、昨今話題の公益通報を、受付だけでなく、調査や結論、勧告なども行うことで、実質的な側面から経験させていただき、また、後者は、憲法を真正面から考えるもので、前者については本年3月に、後者は同10月20日に春秋会の政策シンポの題材にするほど重要な問題に関わらせていただきました。

### (5) 私生活～子育て、介護～

私生活では、弁護士になった1988年に結婚し、その後4年ごとに出産し、三子を授かりました。夫は3年前まで裁判官をしており、13年の別居生活もありました。

また、2002年に実母が脳梗塞で倒れ、その後要介護となっており、闘病生活を送ったのち、2011年に父が、令和2022年に母が亡くなり、私は一人っ子ですので、不十分ながらも両親の介護を経験しました。

### 3. 抱負

冒頭に述べさせていただいた、弁護士・弁護士会が、法の正義を指標として教科書の無い問題を考え、解決の道筋を示していく役割を担うために、具体的には次のことに取り組んで行きたいと思います。

#### (1) 人権活動

弁護士の使命は、人権擁護にあります。したがって、われわれ弁護士が、社会に関わる基本は人権擁護に他なりません。大阪弁護士会では多岐にわたり人権に関する委員会が活発に活動されています。人権もグローバルな視点で検討することが求められ、外国人の人権も大きな問題となっています。外国人、男女参画、LGBTQなどの多様性も取り組むべき重要な課題となります。これらの活動を支援するとともに、日弁連を中心に課題となっている再審法の改正、夫婦別姓制度の制定について積極的な活動を行っていきたいと考えています。

#### (2) 社会の中の憲法の役割

前述したように、2022年から大阪市ヘイトスピーチ審査会の委員になってからは、憲法21条の表現の自由について常に念頭に検討することが求められました。最高裁で同年2月15日に大阪市ヘイト条例が違憲であるはいえないとされていますが、この条例により、大阪市という公権力が表現の自由を制限するのはどこまで許されるのかの検討を行っています。その最中に、兵庫県知事選におけるSNSの問題が起こり日本中で話題となりました。当然、選挙を初めとする政治的発言についての表現の自由は守らなければなりません。たとえば虚偽の流布、誹謗中傷などにより、却って民主主義が侵される状況における表現の自由の制限については、弁護士の間でも意見は分かれると思います。意見は分かれるとしても、一定の考え方の道筋を社会に示す役割が弁護士・弁護士会にあるのではないのでしょうか。そのように、社会で起こった事象につき、憲法の視点で分析して、一致した見解でなくても、社会にその考え方を示す役割を弁護士会は担っていかなければならないと考えています。

また、冒頭で述べましたように、平和の問題に関しても、憲法やそこに流れる原理に基づく考えを社会に示す役割を弁護士会は担っていかなければならないと考えています。

### (3) 男女共同参画

男女共同参画の根本は男女の平等で、正に人権問題です。まずその認識から始まります。

これに対して、自由と正義2024年12月号で、弁護士においても男女で経済格差が生じているとの実態が報告されました。

これは人権問題なので、弁護士、弁護士会は社会に先駆けてその解消に取り組まなければならない問題ですが、個々の事務所においては、逆に社会から遅れをとっている現状にあります。

実質的にも、選ばれる組織となって組織を持続させる、両性の経営参加の必要性、冒頭述べましたように予想を超える少子化・超高齢化に加えて、未婚率、離婚率、国際化等から男女共同参画は避けて通れない状況にあります。

よって、弁護士会としても、この問題に深く関り、この格差の解消に力を注いでいきたいと思っております。

### (4) 総合法律相談センターの活性化

現代的課題を具体的事案で受ける最前線が法律相談センターです。前述したように私は、同センターは現状においても重要な意義があると考えています。そして、弁護士会の役割として、個別の事務所では行き届かないところに法的サービスを届ける、または法的サービスの存在を広報し、その敷居の高さを払拭することが同センターの使命であると考えます。

したがって、昨年度から稼働した同センターの相談弁護士を選べる受付システムを含めた同センターの活性化については、引き続き進めていきたいと考えています。

また、日弁連にあっても、弁護士過疎地域の解消や各地の法律相談センターの

活性化に力を注ぎたいと思っています。

加えて、最近、広告会社主導の広告を行い、詐欺被害にあった被害者が、弁護士により再度の被害に会うという、あってはならない事案が発生しています。ここ数年の執行部がこの対応に多大な力を割いていただいています。日弁連は業務広告に関する指針の改正で上記のような事案を禁止しましたが、大阪弁護士会としても、厳しい視点で上記のような広告に対処するとともに、適正な法律相談に誘導することも同センターの役割ではないかと考えています。

#### (5) 業務拡大、行政連携

社会の隅々まで法的サービスが届くためには、社会の問題をいち早く察知して、その解決に弁護士が関わる必要があります。

業務改革委員会や中小企業・NPO 法人等支援センター運営委員会や行政連携センター運営委員会がそれらの点を担っていただいています。それらを支援していきます。

それとともに、私としては、経験した公益通報制度についても実質的に弁護士が関わるべきで、その分野の業務を拡大していくべきと考えます。すなわち、通報者が組織から目を覆うような処遇をされている例は枚挙に暇がありませんので、それを支援する弁護士の紹介制度を周知する。また、通報窓口、通報事実の調査、その結論について強く関与しなければ、その制度の実効性は担保されません。この点を日弁連も巻きこんで、制度として進めていき、制度の適正な実効性を確保するとともに、弁護士の業務の範囲の拡大も図っていきたいと思っています。

なお、業務の範囲拡大のほかに、未だ多くの事務所は旧報酬規定を基礎に弁護士報酬を規定していますが、それらは物価の高騰等時代の変化に伴い実情に合わない状況になっていると思われ。特に、家事事件の報酬の実情に合わないことが問題となっています。独禁法の問題があるので、まずは、法律相談センターの報酬規定の見直しからですが、その影響を受けて、法テラスや一般の弁護士の報酬の値上げの問題にもつながると思います。さらに、公共団体の委員の報酬に

についても適正なレベルの要求をしていきたいと思えます。

#### (6) 弁護士自治

このように弁護士による法的サービスを行き渡らせていかなければなりません。その根底となる弁護士自治が最近揺らぎ始めています。弁護士は自治が認められていることから、面倒なことも含めあらゆる事柄は自らが担わなければならないことになっています。弁護士会を見渡すと大変な職務を担われている先生方が多数おられ頭が下がる思いです。これらは自治の1つであると言えればそれまでなのですが、負担の少ない方との差が看過できないところまで来ているのが現状です。また、当番弁護では登録者が少なくなり、登録されている方に加重な負担を強いることになっています。現在までは、公益活動の義務化と些少の金額ではありますが会務の有償化、人権活動などは法律援助事業などでバランスをとってきたのですが、それだけでは済まない状況となってきています。加えて、後述するように、財政がひっ迫した現状では金銭でバランスをとることが難しいことになってきています。重要な弁護士会の自治の維持についての問題を、常に念頭に置きながら会務の運営を行う必要があると思っています。

#### (7) 弁護士会の財政

弁護士会の財政も安泰ではありません。一昨年度から、会館積立金より見積もりが高くなった会館のエアコンの補修の問題が浮上し、一気に財政の問題が広く認識されることとなりました。会館、システム、人件費等とこれからの会は余裕のない財政状況の下で運営しなければなりません。現在、意匠に凝った会館で、事務局や管理会社に支えられ、また便利なシステムを利用して、大阪弁護士会は運営されています。それも財政の裏打ちがあつてのことですので、財政がひっ迫した大阪弁護士会をこれからどのように運営していくのかは会全体で議論をする必要がありますが、他方、喫緊の費用の抑制については、執行部がリーダーシップをとって対処していかなければならない課題であると考えています。

#### (8) 訴訟手続のデジタル化

民事裁判手続等をデジタル化する改正民事訴訟法は、遅くとも2026年（令和8年）5月24日までに全面施行される予定であり、訴訟代理人は新たな機能が追加された民事裁判書類電子提出システム「mints」の利用が義務付けられます。同機能を利用できないと権利の実現である訴訟手続もできないこととなります。よって、大阪弁護士会会員全員が同機能を円滑な活用をすることも次年度の大きな課題となります。

以上が私の抱負ですが、現状まだ稚拙なものとしかなっておりませんし、多くの分野が抜け落ちています。推薦を頂ければ、更なる研鑽を重ね、皆様のご意見をいただいて、弁護士や弁護士会の活性化をし、それを通じて、社会に対して少しでもお役に立ちたいと考えています。

以 上